

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の
防止のための日本国とチリ共和国との間の条約の説明書

外
務
省

目次

一	概説	一
1	条約の成立経緯	一
2	締結の意義	一
二	条約の主要な内容	一
1	適用対象及び定義に関する規定	一
2	二重課税の回避等のための規定	一
3	条約の濫用を防止するための規定	二
4	二重課税の除去の方式に関する規定	二
5	相互協議手続及び仲裁手続	二
6	税務当局間の協力	三
7	効力発生及び適用	三
8	その他	三
9	議定書	三
三	条約の実施のための国内措置	四

一 概説

1 条約の成立経緯

政府は、チリとの間の所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための条約を締結するため、平成二十七年（二千十五年）十月から政府間交渉を行ってきた。その結果、条約の案文について最終的合意に達し、平成二十八年（二千十六年）一月二十一日にサンティアゴにおいて、日本側在チリ二階大使とチリ側ミッコ財務次官との間でこの条約の署名が行われた。

2 締結の意義

この条約は、OECDモデル租税条約の内容を基本としつつ、これまでに我が国が諸外国との間で締結してきた租税条約と同様に、人的交流及び経済的交流等に伴って発生する国際的な二重課税の回避を目的として、チリとの間で課税権を調整するものである。この条約の締結により、脱税及び租税回避行為を防止するとともに、我が国とチリとの間で課税権の調整が図られることとなり、相互の人的交流及び経済的交流が一層促進されることが期待される。

二 条約の主要内容

この条約は、前文、本文三十箇条及び末文並びに条約の不可分の一部を成す議定書から成り、その主要内容は、次のとおりである。

1 適用対象及び定義に関する規定

この条約は、一方又は双方の締約国の居住者に対し、所得に対する租税について適用することを規定している（第一条及び第二条）。また、「権限のある当局」、「一方の締約国の居住者」等の用語の意義を定義するとともに、双方居住者の振分けの方法及び恒久的施設の範囲について規定している（第三条から第五条まで）。

2 二重課税の回避等のための規定

不動産所得については、不動産所在地国において課税することができること（第六条）、一方の締約国の企業の事業利得については、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合には、当該恒久的施設に帰せられる利得についてのみ当該他方の締約国に

において課税することができること（第七条）、船舶又は航空機を国際運輸に運用することによって取得する利得については、企業の居住地国においてのみ課税することができること（第八条）を規定するとともに、両締約国の企業の間に商業上又は資金上の特別な関係がある場合における所得の計算方法並びにその場合の課税上の調整方法及び調整の期間制限（第九条）について規定している。

また、配当、利子及び使用料については、源泉地国で限度税率により課税することができること（第十条から第十二条まで）、不動産等の譲渡収益については、当該不動産等の所在地国において課税することができること（第十三条）、一方の締約国の居住者である個人が独立の人的役務の提供によって取得する所得については、当該個人が他方の締約国内に固定的施設を有する場合又は当該他方の締約国内に百八十三日以上滞在する場合を除くほか、当該他方の締約国において課税することができないこと（第十四条）、給与所得については、役務提供地国における滞在期間が百八十三日を超えないこと等の一定の要件を満たす場合を除くほか、役務提供地国において課税することができること（第十五条）、法人の役員報酬については、当該法人の居住地国において課税することができること（第十六条）、個人が芸能人等として取得する所得等については、役務提供地国において課税することができること（第十七条）、退職年金等については、居住地国においてのみ課税することができること（第十八条）、政府職員の給与所得については、派遣元の国においてのみ課税することができること（第十九条）、学生等が受け取る一定の給付については、滞在地国において免税とすること（第二十条）、その他の所得については、源泉地国で課税することができること（第二十一条）を規定している。

3 条約の濫用を防止するための規定

この条約の特典の濫用を防止するため、取引等の主要な目的が条約の特典を受けることである場合には条約の特典は与えられないこと及び第三国に所在する恒久的施設に帰せられる所得について居住地国及び第三国において納付される租税の額が一定の額に満たない場合等には、条約の特典は与えられないことを規定している（第二十二条）。

4 二重課税の除去の方式に関する規定

この条約の規定による課税によって生ずる二重課税を居住地国において除去することを規定している（第二十三条）。

5 相互協議手続及び仲裁手続

この条約の規定に適合しない課税について、権限のある当局に対して申立てをすることができると及び権限のある当局が相手国

の権限のある当局と協議を行って解決を図ることができることに加え、一定の要件の下において仲裁に付託することができることを規定している（第二十五条）。

6 税務当局間の協力

両締約国の権限のある当局間で租税に関する情報を交換することを規定している（第二十六条）。

7 効力発生及び適用

この条約は、両締約国のそれぞれの法令上の手続に従って承認されなければならない、その承認を通知する外交上の公文の交換の日
に効力を生ずることを規定している。また、各締約国におけるこの条約の適用の時期について規定している。（第二十九条）

8 その他

租税に関する無差別待遇（第二十四条）、外交使節団又は領事機関の構成員の租税上の特権とこの条約との関係（第二十七条）等を規定するとともに、この条約の終了（第三十条）について規定している。

9 議定書

条約の規定が一定の場合にチリ国内法に基づく課税に影響しないこと並びにこの条約の解釈又は適用（ある措置が条約の適用の対象となるか否かを含む。）に関して生ずる問題は条約第二十五条の規定に従ってのみ解決されること及びサービス貿易一般協定第十七条の規定は原則として当該措置については適用しないこと（議定書1）、財産に対する新たな租税が一方の締約国において導入される場合には、当該一方の締約国の権限のある当局が他方の締約国の権限のある当局に対してその旨を通知すること（議定書2）、「一方の締約国の居住者」には、その所得の全部又は一部につき国内法に基づき租税が免除される場合であっても一定の者が含まれること（議定書3）、一方の締約国の企業が他方の締約国に存在する恒久的施設を通じた事業の廃止の後に当該恒久的施設に帰属する利得を取得した場合であっても、当該他方の締約国は当該利得に対して課税することができること（議定書4）、チリが他の条約において追加税の適用の制限に合意する場合又は一定の規定を有する他の条約を締結した場合には、条約の改正につき協議すること（議定書5及び7）、「この条約の解釈又は適用に関して生ずる困難又は疑義」には、特典の付与に関し、予定されていない又は意図されていない方法で条約の規定が利用される事案を含むこと（議定書8）、一定の場合には情報の提供を拒否することができるこ

と（議定書10）について規定している。

三 条約の実施のための国内措置

この条約の実施のためには、新たな立法措置及び予算措置を必要としない。